再生手続開始

平成２５年（再）第１号

福井県三方郡美浜町日向48号１番地

再生債務者　株式会社錦波

１　決定年月日時　平成25年３月15日午前９時

２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成25年４月15日まで

４　再生債権の一般調査期間　平成25年５月22日から平成25年６月５日まで

福井地方裁判所民事部破産・再生係

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２４年（再）第１号

群馬県伊勢崎市粕川町1835番地１

再生債務者　株式会社グンゴー

１　決議に付する計画案　平成25年１月30日付け再生債務者提出の再生計画案

２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの

３　債権者集会

⑴　期日　平成25年６月３日午後１時30分

⑵　会議の目的事項　再生計画案の決議

４　書面投票期間　平成25年５月29日まで

５　議決権不統一行使の通知期限　平成25年５月27日

平成25年３月14日　前橋地方裁判所民事部

再生手続終結

平成２０年（再）第３号

山形市あこや町２丁目３番１号

再生債務者　錦産業株式会社

１　主文　本件再生手続を終結する。

２　理由の要旨

⑴　監督委員が選任されている。

⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。

平成25年３月14日　山形地方裁判所民事部

平成２１年（再）第１号

岡山県真庭市上山711番地

再生債務者　有限会社ランドマーク

１　主文　本件再生手続を終結する。

２　理由の要旨

⑴　監督委員が選任されている。

⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。

平成25年３月13日

岡山地方裁判所第３民事部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２３年（再）第２４号

大阪市北区角田町５番５号

再生債務者　有限会社アンドゼロ

１　主文　本件再生手続を廃止する。

保全管理人による管理を命ずる。

２　保全管理人　大阪市北区堂島１丁目６番20号堂島アバンザ５階８号室　髙木・里井法律事務所　弁護士　里井　義昇

３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法194条に定める事由がある。

平成25年３月11日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再）第２号

兵庫県赤穂市坂越1015番地

再生債務者　株式会社ＭＳＫ

１　主文　本件再生手続を廃止する。

保全管理人による管理を命ずる。

２　保全管理人　兵庫県姫路市三左衛門堀東の町115番地の２　赤松範夫法律事務所　弁護士　赤松　範夫

３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法194条に定める事由がある。

平成25年３月15日　神戸地方裁判所姫路支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第４号

福島県郡山市桑野１丁目４番10号　第１光コーポ102号

再生債務者　藤川　祐樹

１　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成25年４月５日まで

４　一般異議申述期間　平成25年４月18日から平成25年４月25日まで

福島地方裁判所郡山支部再生係

平成２５年（再イ）第４０号

北海道千歳市柏陽３丁目13番地の９

再生債務者　稲尾　孝志

１　決定年月日時　平成25年３月18日午後２時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成25年４月８日まで

４　一般異議申述期間　平成25年４月22日から平成25年４月30日まで

札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第２号

静岡県焼津市坂本979番地

再生債務者　池田　佳史

１　決定年月日時　平成25年３月18日午後１時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成25年４月８日まで

４　一般異議申述期間　平成25年４月17日から平成25年４月30日まで

静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（再イ）第３４０号

福岡市博多区博多駅南２丁目11番23―605号

再生債務者　岩屋千鶴子

１　決定年月日時　平成25年３月11日午後３時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成25年４月８日まで

４　一般異議申述期間　平成25年４月15日から平成25年４月22日まで

福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（再イ）第２２号

福岡県糟屋郡志免町片峰中央１丁目１番23号

再生債務者　大浦　玲子

１　決定年月日時　平成25年３月11日午後４時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成25年４月８日まで

４　一般異議申述期間　平成25年４月15日から平成25年４月22日まで

福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（再イ）第２８号

福岡県太宰府市都府楼南２丁目16番41―406号

再生債務者　室　誠一

１　決定年月日時　平成25年３月11日午後１時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成25年４月８日まで

４　一般異議申述期間　平成25年４月15日から平成25年４月22日まで

福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（再イ）第４０号

福岡市中央区六本松４丁目11番26―402号

再生債務者　妙一　誠亮

１　決定年月日時　平成25年３月11日午前11時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成25年４月８日まで

４　一般異議申述期間　平成25年４月15日から平成25年４月22日まで

福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（再イ）第６号

佐賀県神埼市神埼町尾崎2864番地16

再生債務者　柿原　元子

１　決定年月日時　平成25年３月12日午後１時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成25年４月９日まで

４　一般異議申述期間　平成25年４月23日から平成25年４月30日まで

佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（再イ）第１９号

大阪府羽曳野市はびきの５丁目２番７号

再生債務者　大久保謙二

１　決定年月日時　平成25年３月14日午後４時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成25年４月11日まで

４　一般異議申述期間　平成25年４月18日から平成25年５月２日まで

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２５年（再イ）第２１号

神戸市灘区備後町１丁目１番４号

再生債務者　奥村　典昭

１　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成25年４月11日まで

４　一般異議申述期間　平成25年４月18日から平成25年５月２日まで

神戸地方裁判所第３民事部個人再生係